

武蔵野市におけるスポーツの価値と定義

1 スポーツ価値と可能性

スポーツ基本法において、スポーツは、「世界共通の人類の文化」であるとともに、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」であり、「次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすもの」とされています。

また、国が策定した「第2期スポーツ基本計画」では、社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じて「共生社会の実現」「健康増進」「経済・地域の活性化」などに積極的に取り組むことを掲げています。東京都が策定した「東京都スポーツ推進総合計画」においても、スポーツを通じた「健康長寿の達成」、「共生社会の実現」、「地域・経済の活性化」を大きな政策目標とし、スポーツ施策を推進しています。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、外出自粛による運動不足や人と人との接点の希薄化が進む中、スポーツは市民の心身の健康づくりや充足感の醸成、人と人との交流の促進、地域の一体感や活力の醸成に寄与する重要な活動であるということが再認識されています。

このように、スポーツは個人として楽しさや喜びを得られるだけでなく、地域の課題解決に資する役割も期待されています。

2 スポーツの定義

スポーツ (sport) は、ラテン語の「deportare (デポルターレ)」に由来する単語とされています。「deportare」は、「ある物のある場所から他の場所に移す」という意味から派生し、「心の重い、嫌な、塞いだ状態をそうでない状態に移す」、すなわち「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などを意味していました。この言葉が、古フランス語の「desport」を経て、現在の「sport」に至ったとされています。また、競技や種目の集合体を表現する際に用いられることが一般的な「sports」と異なり、「sport」は人類共通の文化としてのスポーツを意味する言葉としてとらえられています。

本計画では、市民がスポーツ (sport) をより身近なものとして楽しみ、人類共通の文化として親しむことができるように、スポーツの語源や「スポーツ基本法」で示されている定義を踏まえ、スポーツの概念を幅広くとらえます。具体的には、勝敗や記録を競うものだけでなく、身体を動かす遊びやレクリエーション、ウォーキングや体操、トレーニングなどの健康づくり・介護予防のための運動、自然に親しむ野外活動、電子機器を利用してゲーム感覚で身体を動かす活動なども含め、自発的に楽しむ身体活動すべてをスポーツとしてとらえます。